

1. 皆さま、こんばんは。本日は、19日の総がかり行動としては、珍しく屋内での集会になりました。大勢の方にお集まりいただき、ありがとうございます。さて、「木を隠すなら森」という言葉がありますが、憲法9条改悪の動きを見ていますと、だんだんそのような状況が作られつつあるように思います。たいへん危険な状況です。私たちは、本質を見失ってはいけません。
2. 安倍首相が昨年5月に、憲法9条の1項と2項とを残しつつ、自衛隊を憲法に明記する案も国民的な議論に値するとなりました。最近、小泉内閣時代の元内閣法制長官が、ご丁寧にも、憲法9条に新しく3つの条項を付け加える案を新聞に公表しました。また、自民党の有志議員は、自衛隊に変えて、自衛権を書き込む案を検討しているようです。さらに、自民党の元々の案である、憲法9条の2項の削除を狙っている人たちもしぶとく残っています。
3. 結局どの案も、本質に違いはありません。同工異曲と言ってよいでしょう。安倍案は、集団的自衛権つきの自衛隊を合憲化するもの。元内閣法制局長官の阪田案は法制官僚らしく、安保法制をそのままのかたちで憲法に条文化するもの。自民党の参議院議員の青山案は、集団的自衛権を含んだ自衛権を憲法に明記するもの。2項の削除案は、集団的自衛権を含めて何でもありにするもの。つまり、共通しているのは、違憲の安保法制を丸ごと合憲化することです。阪田案を別にすれば、後は国会の広い裁量で、集団的自衛権の歯止めを徐々に緩めていくことを目論んでいます。
4. 安倍案、阪田案、青山案、2項削除案に共通する問題点は、立憲主義の無視です。国が法律によって、違憲状態を作り出しておきながら、これを既成事実化して、後に憲法改正の手続で国民に追認させる。「もう自衛隊あるんだから仕方ない」「自衛隊が海外で戦闘に巻き込まれちゃったんだから仕方ない」。国民の中に、こう考える層が一定程度いることは否定できません。安倍政権は、こういう層を取り込んで、自衛隊と違憲の安保法制を丸ごと合憲化しようとしています。
5. しかし、違憲状態を事後に憲法改正によって解消するという手法が許されるならば、憲法は事実上、最高法規ではなくなります。最高裁の違憲立法審査権も無用です。そして、公務員の憲法尊重擁護義務も意味を失います。今の違憲状態が既成事実として力を持ち、後から憲法改正によってお墨付きをもらえるならば、権力者は、国家を縛る憲法の力など気にしないでしょう。これは、立憲主義と法の支配の崩壊です。日本は法治国家ですらなくなります。権力者が憲法など気にせず、好きなことができるようになるからです。
6. 「仕方ない」といって現状を肯定することを、私は「仕方なし病」と呼んでいます。この「仕方なし病」は日本人の宿痾、あるいは「国民病」かもしれません。しかし、この病は立憲主義をだめにします。どんな現実でも、憲法の理念に反する現実は、憲法に適合するようたださなければなりません。集団的自衛権の行使は、憲法学説によって、従来政府見解によっても憲法違反であることは明らかです。まず違憲の安保法制を廃止することが、優先されるべきです。憲法9条の話はその後です。これは、私たちが「仕方なし病」を克服して立憲主義を守る戦いです。いまここで取り組んでいる「北海道100万筆」運動は、そのための大切な戦いです。皆さまどうか、日本の立憲主義と平和主義を守るために力をお貸しくください。ともに頑張りましょう。